（介護保険）訪問介護重要事項

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

営　　業　　日	月曜日～土曜日
サービス提供日	月曜日～土曜日 サービスを必要とする場合は休日でも相談に応じます
営　業　時　間	午前８時３０分～午後５時１５分まで
サービス提供時間	午前７時００分～午後７時００分まで
定　　休　　日	日曜日・年末年始（ １２/３０ ～ １/３ ）

2. 当事業所の概要

事　業　所　名	公益財団法人　近江兄弟社 ホームヘルパーステーションヴォーリズ
所　　在　　地	滋賀県近江八幡市北之庄町４９２番地
事業所の指定番号	滋賀県　２５１０４０００６８　号
サービスを提供する 通常の事業実施地域	近江八幡市 上記以外でも訪問可能ですが、交通費が必要となります。
管　　理　　者	北村　恵美子

3. 当事業所の法人概要

名　　称	公益財団法人　近江兄弟社	
所　　在　　地	滋賀県近江八幡市慈恩寺町元１１番地	
法　人　種　別	公益財団法人	
代　表　者　名	理事長　三ッ浪　健一	
連　　絡　　先	ＴＥｌ：０７４８－３２－２４５６ ＦＡＸ：０７４８－３３－６９６０	
第三者評価の 実施状況	実施している	実施していない
	【実施日：　　年　　月　　日】【評価機関名：　　】	
	【結果の開示状況：　　】	

4. 当事業所の職員体制

職務内容		勤務体制	職員数
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行います。 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤	1名
サービス提供責任者	利用者様の状態や意向等を十分に把握した上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいた「訪問介護計画」を作成します。なお、作成にあたっては、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 作成した訪問介護計画について、ご利用者様等へ説明し、同意を得た上で交付します。 ご利用者様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 居宅介護支援事業者と調整した上で必要に応じ訪問介護計画の変更を行います。 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容などのサービスに関する指示・指導を行います。また、ご利用者様の状況についての情報を伝えます。 訪問介護員等の能力や希望に応じた研修、技術指導等を行います。	常勤	2名以上 （1名管理者兼務）
訪問介護員	訪問介護計画に基づいて訪問介護サービスを提供します。 事業者やサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行います。 サービス提供後、ご利用者様の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 サービス提供責任者から、ご利用者様の状況についての情報を受け、適切に対応します。	常勤 非常勤	3名以上 3名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤／ 非常勤	1名以上

20　　年　　月　　日　時点

5. サービスの提供時間帯

	通常時間	早　朝	夜　間
月～土曜日	8：00～18：00	7:00～8:00	18:00～19:00
	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。ただし、日曜日、年末年始など介護者不在の場合、相談に応じます。

6. サービス内容

① 身体介助	＊ 排泄介助（オムツ交換・トイレ誘導など）	
	＊ 衣類着脱介助	＊ 食事介助
	＊ 入浴介助	＊ 清拭（全身清拭・部分清拭など）
	＊ 体位変換	＊ 移乗介助
	＊ 移動介助	＊ 通院介助
	＊ 見守りで一緒に行う介助	＊ その他

※ 通院介助はタクシーをご利用ください。
ヘルパーが運転する車には乗っていただくことはできません。

② 生活介助	＊ 買い物（食品・日常生活用品など）
	＊ 調理（基本的には利用者本人のみ）
	＊ 掃除（日常、毎日の生活に使う場所）
	＊ 洗濯（基本的には利用者本人のみ）
	＊ その他（布団干し・排泄物処理・ゴミ出しなど）

③ 訪問介護計画の作成
介護保険法に基づく生活援助は単身で生活されている方、あるいはご家族と同居の場合はご家族の方の障害、疾病等の理由のため生活援助を行うことが困難な方のみに限ってのサービスになります。

7. 利用料金

『訪問介護費基本単位と料金目安（昼間：午前 8 時～午後 6 時）』

サービス提供区分		単位	保険請求			利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	1 割負担	2 割負担	3 割負担
身体援助	身体01	196単位	1,800円	1,600円	1,400円	201円	401円	601円
	身体1	293単位	2,691円	2,392円	2,093円	300円	599円	898円
	身体2	464単位	4,263円	3,789円	3,315円	474円	948円	1,422円
	身体3	680単位	6,247円	5,553円	4,859円	695円	1,389円	2,083円
	身体4	779単位	7,157円	6,362円	5,567円	796円	1,591円	2,386円
生活援助	生活2	215単位	1,975円	1,756円	1,536円	220円	439円	659円
	生活3	264単位	2,425円	2,156円	1,886円	270円	539円	809円
身体生活援助	身体1生活1	371単位	3,408円	3,029円	2,650円	379円	758円	1,137円
	身体1生活2	449単位	4,125円	3,667円	3,208円	459円	917円	1,376円
	身体1生活3	527単位	4,842円	4,304円	3,766円	538円	1,076円	1,614円
	身体2生活1	542単位	4,979円	4,426円	3,873円	554円	1,107円	1,660円
	身体2生活2	620単位	5,697円	5,064円	4,431円	633円	1,266円	1,899円
	身体2生活3	698単位	6,413円	5,700円	4,988円	713円	1,426円	2,138円
	身体3生活1	758単位	6,965円	6,191円	5,417円	774円	1,548円	2,322円
	身体3生活2	836単位	7,681円	6,828円	5,974円	854円	1,707円	2,561円
	身体3生活3	914単位	8,397円	7,464円	6,531円	934円	1,867円	2,800円

＊ 上記料金は特定事業所加算Ⅰ（厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が指定訪問介護を行った場合、1 回につき基本報酬の 20%の加算）を含んだ単位で計算しています。

＊ 国の定める地域区分の基準により、訪問介護費の適用料金が変わる場合があります。

＊ 近江八幡市は「7 級地」 1 単位＝10.21 円

＊ 介護保険の適用がある場合は、1 割がご本人様の負担額となります。一定以上の所得のある方は 2 割または 3 割が負担額となります。負担割合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用に対して、介護保険外で不定期にサービスを利用する場合はいずれも全額負担になります。

8. 各種加算

早朝（午前 6:00～午前 8:00）	25/100 加算　所定単位数の 25%増し
夜間（午後 6:00～午後 10:00）	

深夜（午後 10:00～翌朝 6:00）		50/100 加算　所定単位数の 50%増し
初回加算 200 単位／月	1 割負担　204 円 2 割負担　408 円 3 割負担　612 円	新規に契約したご本人様に対して、初回に実施した訪問介護と同じ月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護（同行訪問含む）を行った場合に加算します。
緊急時訪問加算 100 単位／月	1 割負担　102 円 2 割負担　204 円 3 割負担　306 円	ご本人様からの緊急の要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めた時に、通常の居宅介護サービス計画に、計画されていない訪問介護(身体介護)を行った場合はサービス料金に加えて加算。
生活機能向上 連携加算（Ⅰ） 100 単位	1 割負担　102 円 2 割負担　204 円 3 割負担　306 円	理学療法士等が利用者居宅を訪問せず動画やテレビ電話を用いて ADL 及び IADL に関する利用者の状況について適切に把握した上で、サービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき訪問介護計画を作成し、計画作成から 3 月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告する場合に初回の月に算定します。
生活機能向上 連携加算（Ⅱ） 200 単位	1 割負担　204 円 2 割負担　408 円 3 割負担　612 円	訪問介護計画の作成に当たって、サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と利用者居宅を同行訪問し、共同して生活機能アセスメントを実施した場合に 3 月間を限度として算定します。※ 理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、生活機能アセスメントを実施した場合も算定できます。
特定事業所加算（Ⅰ）	20%加算	厚生労働大臣の定める事業所の評価認定基準により 所定単位数から加算
特定事業所加算（Ⅱ）	10%加算	
特定事業所加算（Ⅲ）	10%加算	
特定事業所加算（Ⅳ）	3%加算	
特定事業所加算（Ⅴ）	3%加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	27.0%加算	国の取り組みとして介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために例外的かつ経過的な取り扱いとして、国の定める期限までに提供したサービス分までを所定単位数から加算します。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	28.7%加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	24.9%加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	26.6%加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	20.7%加算	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	17.0%加算	

認知症専門ケア加算 （Ⅰ） 3 単位／日	1 割負担　3 円 2 割負担　6 円 3 割負担　9 円	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の 50%以上認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、20 人以上の場合は 1 人＋当該対象者の数が 19 を超えて 10、または端数を増すごとに 1 人以上配置する。認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅱ）以上の者に対し専門的な認知症ケアを実施する。当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導に係る会議を定期的に開催する。
認知症専門ケア加算 （Ⅱ） 4 単位／日	1 割負担　4 円 2 割負担　8 円 3 割負担　12 円	認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅱ）以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、20 人以上の場合は 1 人＋当該対象者の数が 19 を超えて 10、または端数を増すごとに 1 人以上配置することと、当該事業所の従業者に対し認知症ケアに関する留意事項の伝達、技術的指導に係る会議を定期的に開催する。認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅲ）上の者が利用者の 20%以上。認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅲ）以上の者に対し専門的な認知症ケア実施する。 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施する。 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施する予定である。

※ 1 ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは小数点以下の単数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。

＊ 二人体制

利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、かつ、利用者の同意を得て 2 人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記記載金額の 2 倍になります。

8. 交通費

近江八幡市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域については、 通常の事業実施地域を超える地点から訪問先の距離の実費（1km 40 円）が必要となります。

9. 料金の支払い時期と支払い方法

サービス利用の翌月に 1 ヶ月分をご請求させていただきます。

口座振替または現金でお支払い頂きます。口座振替の方はサービス実施の翌月 27 日の引き落としとなります。

訪問時にサービス利用明細書を持参しますので金額を確認いただきます。

現金支払いの場合は翌月のヘルパー訪問時に請求させていただきます。

10. 緊急時における対応

(1) 緊急時は速やかな対応、連携連絡を基本としています。緊急時の連絡先は、事業所の電話番号におかけください。対応可能時間は営業時間となりますが、営業時間外においても対応いたします。事業所電話番号に繋がらない場合は下記の携帯電話番号におかけください。ヴォーリズ記念病院に用件をお伝えいただいても結構です。

① ０８０－１４６０－２５０３（①に繋がらない場合は②におかけください）

② ０８０－４２９８－５１４１

ヴォーリズ記念病院 ： ０７４８－３２－５２１１

(2) サービスの提供中に利用者の体調や容態に急変、その他の緊急事態が生じたときは、主治医に連絡する等の処置を講ずるほか、必要に応じて、ご家族、救急隊、関係機関等へ連絡をいたします。

利用者の主治医	医療機関 担当医 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名 住所 電話番号	（ 続柄 ）

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

損害賠償 ： 利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に賠償いたします。

加入保険名 ： 一般社団法人 全国訪問看護事業協会

12. 当事業所のサービス利用に際し、ご留意いただく事項・ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次の該当行為を行いません。

(1) 医療行為

(2) 利用者もしくは家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

(3) 利用者もしくはその家族に対するサービスの提供

(4) 契約者の家族等に対するサービスの提供

(5) 飲酒・喫煙または飲食(移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。

(6) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者または第三者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く）

(7) その他利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動およびその他迷惑行為

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

② 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）個人情報の保護について

① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

14. 居宅介護支援事業者との連携

① 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所に送付します。

16. 衛生管理

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17. 苦情の対応について

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

ホームヘルパーステーションヴォーリズ	TEL（０７４８）３２－７１３０
苦情相談窓口　担当　管理者　北村　恵美子	FAX（０７４８）３６－５４５８

※ 当所以外でも、ご相談や苦情などについては、下記の窓口があります。

近江八幡市 福祉保健部 介護保険課 TEL（０７４８）３３－３５１１　FAX（０７４８）３１－２０３７
滋賀県国民健康保険団体連合会 TEL（０７７）５１０－６６０５(専用) FAX（０７７）５１０－６６０６(専用)

18. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次のとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
　＊　虐待防止に関する責任者　：　管理者　北村 恵美子
② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
⑤ 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

19. 身体拘束等の禁止

① 事業者はサービスの提供にあたっては、利用者または、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
② 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
③ 事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に上げる措置を講じます。
(ア)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知します。
(イ)身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
(ウ)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

20. 業務継続に向けた取り組みについて

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的にするため及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

① 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

② 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に揚げる措置を講じるものとします。

① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の予防のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知徹底を図ります。

② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じます。

③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施するように努めます。

22. その他

① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の利用料はご本人様のご負担になります。また、通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は利用者に実費を請求いたします。

② 事前に分かっている場合並びに急なキャンセルの場合、キャンセル料はいただきませんが、至急ご連絡ください。

指定訪問介護の事業について、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所　公益財団法人近江兄弟社
　　ホームヘルパーステーションヴォーリズ
　　滋賀県近江八幡市北之庄町４９２番地

事業者　公益財団法人近江兄弟社
　　理事長　三ッ浪　健一　　㊞
　　滋賀県近江八幡市慈恩寺町元１１番地

説明者　所属　ホームヘルパーステーションヴォーリズ
　　氏名

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

年　　月　　日

本　人　　住 所

　　氏 名

（代筆者又は成年後見人制度の代理人）

　　住 所

　　氏 名

（ 続柄　　）